

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

URL：http://www.nishi.or.jp/

お仕事でお悩みはありませんか？

労働相談のご案内

西宮市では、労働者・経営者の皆さんの労働に関する様々な疑問やお悩みについて、相談・助言を行っています。

豊富な知識を持つ社会保険労務士がご相談に応じます。

お気軽にご相談ください！

※書類の作成・提出など各種手続きの代行（訴訟を含む）は行っていません。

賃金の計算方法は？

残業代が出ない・・・

これってパワハラ？

退職金は貰えるの？

秘密厳守、相談料無料！



<労働相談>西宮市

【日 時】毎週火曜日：午後3時～7時

第2・第4土曜日：午後1時～午後6時

* 年末年始（12月29日～1月3日）お休み
祝日・休日実施（直通電話：0798-32-7170）

【場 所】〒662-0912 西宮市松原町 2-37
勤労青少年ホーム 2階 相談室

<西宮総合労働相談コーナー>

【日 時】平日：午前9時～午後5時
0798-26-3733

【場 所】〒662-0942 西宮市浜町 7-35
西宮地方合同庁舎 3階 西宮労働基準監督署内

国・県が実施している労働相談も
ご利用ください

<労働条件相談ホットライン>厚生労働省委託事業

【日 時】平日〔祝日を含む〕：午後5時～午後10時
土日：午前9時～午後9時
* 年末年始（12月29日～1月3日）お休み
0120-811-610



みなさまの就労の応援をしています

西宮市では就労、仕事に関する様々な窓口を開設しております。お気軽にご利用ください。

しごとサポートウェブにしきた

主に働きたい女性などを対象に、就労に関する相談や職業の紹介などを行っています。

主な支援内容：女性就職支援ナビゲーターによる職業相談や仕事の紹介
ハローワーク求人検索端末による全国の求人情報の閲覧
応募書類の添削などの職業相談 など

場 所：西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階

開 所 日 時：月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで（祝日・年末年始を除く）

連 絡 先：0798-68-1021

西宮若者サポートステーション

働くことについてさまざまな悩みを抱えている15歳から39歳までの若者の皆さんやその家族を対象に、専門的な知識を持つスタッフを配置し、職業的自立を支援します。

主な支援内容：進路についての総合相談
キャリア・コンサルタントによる進路相談
（月・水・金曜日午後1時から午後5時まで）
臨床心理士など専門スタッフによる心理カウンセリング
（月2回午後1時から午後5時まで）

場 所：西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労会館1階

開 所 日 時：月曜日～金曜日・第2土曜日の午前9時30分から午後6時まで
（祝日・年末年始を除く）

連 絡 先：0798-31-5951

西宮市中高年しごと相談室

40歳以上の求職者の方に、転職や再就職などに関する相談のほか、就職に関するさまざまな情報提供を行っています。

主な支援内容：就職に関する悩みや不安の相談
応募書類の作成
模擬面接の実施など

場 所：西宮市松原町2番37号 西宮市立勤労会館1階

開 所 日 時：月・火・木・金・土曜日の午前10時から午後6時まで
（祝日・年末年始を除く）

連 絡 先：0798-38-8321

(事業主の方へ)

非正規雇用労働者のキャリアアップを支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容	助成額	※<>は生産性の向上が認められる場合の額	
		中小企業の場合	大企業の場合
正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合 (1人当たり)	① 有期 → 正規	57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
	② 有期 → 無期	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
	③ 無期 → 正規	28万5,000円<36万円>	21万3,750円<27万円>
	※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含みます。 ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、 ①③：1人当たり28万5,000円<36万円> (大企業も同額) 加算 ※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所で35歳未満の対象労働者を転換等した場合、 ①：1人当たり95,000円<12万円> (大企業も同額) 加算、 ②③：47,500円<60,000円> (大企業も同額) 加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ①③：1事業所当たり95,000円<12万円> (大企業の場合、71,250円<90,000円>) 加算		
賃金規定等改定コース 全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合 (対象労働者数に応じて、1事業所当たり)	① 全ての賃金規定等を2%以上増額改定		
	対象労働者数 1～3人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
	4～6人	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
	7～10人	28万5,000円<36万円>	19万円<24万円>
	11～100人 * 1人当たり	28,500円<36,000円>	19,000円<24,000円>
	② 雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定		
	対象労働者数 1～3人	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
	4～6人	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>
	7～10人	14万2,500円<18万円>	95,000円<12万円>
	11～100人 * 1人当たり	14,250円<18,000円>	9,500円<12,000円>
※ 中小企業において3%以上増額した場合、 ①：1人当たり14,250円<18,000円> 加算、②：1人当たり7,600円<9,600円> 加算 ※ 「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり19万円<24万円> (大企業の場合、14万2,500円<18万円>) 加算			
健康診断制度コース 有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合 (1事業所当たり)		38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>
賃金規定等共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)		57万円<72万円>	42万7,500円<54万円>
※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円> (大企業の場合、1.5万円<1.8万円>) 加算			
諸手当制度共通化コース 有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合 (1事業所当たり)		38万円<48万円>	28万5,000円<36万円>
※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円> (大企業の場合、1.2万円<1.4万円>) 加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円> (大企業の場合、12万円<14.4万円>) 加算			
選択的適用拡大導入時処遇改善コース 選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合 (基本給の増額割合に応じて、1人当たり)	増額割合 3%以上5%未満	19,000円<24,000円>	14,250円<18,000円>
	5%以上7%未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
	7%以上10%未満	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
	10%以上14%未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
14%以上	95,000円<12万円>	71,250円<90,000円>	
短時間労働者労働時間延長コース 有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合 (1人当たり)	5時間以上延長	19万円<24万円>	14万2,500円<18万円>
	※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り1時間以上5時間未満の延長でも助成		
	1時間以上2時間未満	38,000円<48,000円>	28,500円<36,000円>
	2時間以上3時間未満	76,000円<96,000円>	57,000円<72,000円>
	3時間以上4時間未満	11万4,000円<14万4,000円>	85,500円<10万8,000円>
4時間以上5時間未満	15万2,000円<19万2,000円>	11万4,000円<14万4,000円>	

※ 人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

- ◆ 生産性の向上が認められる要件は、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
- ◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

お問合せは、ハローワーク西宮 TEL：0798-75-6714

◆西宮市若年者就職面接会が行われました◆

平成31年1月29日(火)男女共同参画センターウエーブプレラにしのみやにおいて就職面接会を開催しました。

西宮市内の企業を中心に12社が面接ブースを開設されたのに対し、57名の求職者の方々が参加されました。



主催：ハローワーク西宮・兵庫労働局・西宮市



西宮市勤労者スポーツ大会が行われました (サッカー・ボウリング)

市内事業所で働く勤労者を中心に結成されたチームによる勤労者スポーツ大会が、西宮市・西宮労働者福祉協議会の共催により行われ、それぞれの大会において優勝を目指し、白熱した試合が繰り広げられました。

☆ 第21回サッカー大会 ☆

(平成30年12月2日～16日)

参加チーム：4チーム

優勝 西宮教職員労働組合

準優勝 阪神電気鉄道労働組合



☆ 第39回ボウリング大会 ☆

(平成31年2月3日)

参加チーム：27チーム

優勝 阪急電鉄労働組合

準優勝 阪神電気鉄道労働組合



中小企業就業者確保支援事業（中小企業奨学金返済支援制度）

若手社員の奨学金返済支援を行う

中小企業に助成します！

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助制度を平成28年度に創設しました。若手人材の確保定着にぜひご活用ください。

従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

お問合せは、 兵庫県雇用開発協会 TEL：078-362-6583

事業主の皆さまへ

「高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくり」に取り組む事業主の皆さまへ

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高年齢者の雇用環境整備、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。本助成金はⅠ～Ⅲの3つのコースに分けられます。

Ⅰ 65歳超継続雇用促進コース

概要 A. 65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定め廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

支給額 定年引上げ等の措置の内容や年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、下表の金額を支給します。

【A. 65歳以上への定年引上げ】 【B. 定年の定め廃止】 ()は引上げ幅

60歳以上 被保険者数	措置内容	A				B
		65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め 廃止
		(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人		10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人		25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上		30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】では、5万円～100万円を支給します。

Ⅱ 高年齢者雇用環境整備支援コース

概要 高年齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主に対して費用の助成を行うコースです（実施期間：2年以内）。

対象となる措置は以下の通りです。

A. 高年齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

B. 高年齢者の雇用管理制度の整備

職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

支給額 支給額は、A・Bのいずれの場合も <>内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値

a. 措置に要した費用の60% <75%> (中小企業以外は45% <60%>)

b. 1年以上雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者のうち、「措置により雇用環境整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている人数×28.5万円 <36万円>」を比較して、少ない方の額を支給します（企業規模問わず1,000万円が上限です）。

Ⅲ 高年齢者無期雇用転換コース

概要 50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

支給額 対象労働者一人につき、下表の金額を支給します。

中小企業	中小企業以外
48万円 <60万円>	38万円 <48万円>

<>内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値
支給申請年度1適用事業所当たり10人までとします。

コースによって、申請時期や手続きが異なり、いずれも期日を過ぎると申請できなくなりますので、ご利用を検討される場合には、事前に以下まで、お問合せください。

お問合せは、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部高齢・障害者業務課

TEL : 06-6431-8201

「業務改善助成金」の拡充

～ 事業場内最低賃金800円未満の事業場に対する助成率の引上げ ～

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。※「設備投資など」の具体例は裏面を参照してください。

拡充内容

事業場内最低賃金800円未満の事業場について、**助成率**を引き上げます。

現行の助成率 → 拡充後の助成率

7/10または3/4

4/5

3/4または4/5（※1）
（生産性要件を満たす場合）

9/10（※1）
（生産性要件を満たす場合）

今回からの制度概要

※平成30年度第2次補正予算（案）に基づく措置

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
① 30円以上 （今回から追加措置される制度）	1～3人	50万円	事業場内最低賃金800円未満の事業場 〔ただし、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び事業場規模30人以下の事業場に限り（※2）〕	4/5 〔生産性要件を満たした場合には 9/10（※1） 〕
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
② 30円以上 （変更なし）	1～3人	50万円	事業場内最低賃金1,000円未満の事業場	7/10 常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 〔生産性要件を満たした場合には 3/4（※1） 〕
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		
③ 40円以上 （変更なし）	1人以上	70万円	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5

（※1）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

（※2）助成率引上げの対象は、地域別最低賃金800円未満の、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の19県のうち、事業場内最低賃金800円未満の事業場に限りです。

お問合せは、兵庫県働き方改革推進支援センター
TEL：078-806-8425

開庁時間変更のお知らせ

平成31年2月18日(月)から

平日夜間(17時15分以降)の開庁時間が変更になります。
変更になるハローワーク及び変更後の開庁時間は以下のとおりです。
ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

	月	火	水	木	金	土
ハローワーク 神戸	8:30~18:30 ↓ 8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~17:15	第1・第3 10:00~17:00
ハローワーク 尼崎	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	第1・第3 10:00~17:00
ハローワーク 西宮	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	第2・第4 10:00~17:00
ハローワーク 姫路	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	第1・第3 10:00~17:00
ハローワーク 加古川	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~18:00	8:30~17:15	第2・第4 10:00~17:00
ハローワーク 明石	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~17:15	8:30~17:15	8:30~18:30 ↓ 8:30~17:15	8:30~17:15	第2・第4 10:00~17:00

神戸エリアでお仕事をお探しの方!!

17時15分以降のお仕事探しは、
「ハローワークプラザ三宮」がご利用いただけます。

【開庁時間】 月～金 10:00～18:30 土(第2・4) 10:00～17:00

【所在地】 神戸市中央区小野柄通7丁目1-1 日本生命三宮駅前ビル1階 【電話】 078-231-8609

平日夜間と土曜日
のご利用窓口

求人検索、職業相談・職業紹介

※ 雇用保険各種手続き、求人受付などは、
平日の8時30分～17時15分までになります。

ご利用にあたって

昼間の時間帯の方が、夕方17時00分以降より
事業所に連絡が付きやすい場合が多いです。
求職申込みや職業相談には一定の時間がかかります。

問い合わせ先

ハローワーク神戸	TEL 078-362-8609	ハローワーク尼崎	TEL 06-7664-8609
ハローワーク西宮	TEL 0798-75-6714	ハローワーク姫路	TEL 079-222-8609
ハローワーク加古川	TEL 079-421-8624	ハローワーク明石	TEL 078-912-2277



女性の人権と政治参加



毎年3月8日は『国際女性デー』です。1904年3月8日にアメリカ・ニューヨークで婦人参政権を求めたデモが起源となり、1910年のコペンハーゲンでの国際社会主義会議にて「女性の政治的自由と平等のために戦う日」と提唱したことから始まりました。

(ハッピーウーマンオンラインより引用 <https://happywoman.online/useful/iwd/>)

日本で普通選挙が実現したのは1925年ですが、当時は男性のみ参政権が認められており、女性の参政権は認められていませんでした。その後、女性の参政権運動や第二次世界大戦を経て、1945年に日本でも女性の参政権が認められるようになりました。そして翌年の衆議院選挙では39名(全体の8.4%)の女性議員が誕生し、日本は名実ともに女性の政治参加を遂げることができました。

それから約70年、昭和から平成にかけて目まぐるしいスピードで社会全体が変化を遂げましたが、2017年の衆議院選挙における女性議員の数は47人(全体の10.1%)に留まっています。また、最新のIPU調査¹(2018年9月1日付け)によると、国会(第1院)における女性議員数で、日本は世界193カ国のうち161位であり、世界と比較しても女性の政治参加が進んでいないのです。

何故、日本で女性の政治参加が進まないのか。私たちは男性が400人、女性が50人の国会中継を見ても違和感を覚えることはないかもしれません。しかし、女性が400人、男性が50人の国会中継を見たら驚くのではないのでしょうか。「政治は男のもの」という思い込みが私たちの頭の中にあるのかもしれません。

性別にとらわれることなく、自らの意志によってあらゆる分野において能力を活かすことができ、社会全体の利益を享受し、共に責任を担うことが男女共同参画社会です。

その社会の枠組みを作る政治の分野において、女性の参画が進んでいないことを受けて、2018年5月23日に「政治分野における男女共同参画推進に関する法律」が施行されました。
(<http://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.htm>)

2019年4月に行われる兵庫県議会議員選挙、西宮市議会議員選挙は、同法が施行されて行われる初めての全国統一地方選挙であり、政治分野における男女共同参画という視点からもその結果が注目されます。

¹ IPU(列国議会同盟) 世界の平和と協力および議会制民主主義の確立を目的に活動する国際組織。

西宮市男女共同参画センター ウェーブ	
	女性のための相談室 女性のカウンセラー、弁護士、キャリアコンサルタントによる相談です。一人で悩まず、気軽に相談室を訪ねてください。 <input type="checkbox"/> 電話相談: 0798-64-9499 月・木 10:00~12:00 13:00~16:00 <input type="checkbox"/> 面接相談: 要予約 0798-64-9498 火・水・土 10:00~16:30 <input type="checkbox"/> 法律相談: 要予約 0798-64-9498 第3金 14:00~17:00 <input type="checkbox"/> チャレンジ相談: 要予約 0798-64-9498 第2火 10:00~12:00
	図書・資料コーナー 情報は「力」です。女性のための情報、男女共同参画に関する資料等を収集し、提供しています。 <input type="checkbox"/> 閲覧: 開館時間中 <input type="checkbox"/> 貸出: 月~土 10:00~17:15
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div> </div> <div> <p>〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4階</p> <p>TEL: 0798-64-9495 FAX: 0798-64-9496</p> <p>URL: https://www.nishi.or.jp/access/sonotashisetsu/danjokyodo/danjokyodocenter.html</p> </div> <div> <p>■開館時間: 1月4日~12月28日 9:00~22:00</p> <p>■受付時間: 月~土 9:00~17:15(日曜、祝日を除く)</p> </div> </div>	